

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年3月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 意見の対象となった届出に係る公告

平成18年10月20日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド高松鶴市店 高松市鶴市町724番地1ほか

3 法第8条第1項の規定により高松市から聴取した意見の概要

地元自治会からの要望を踏まえ、保育所、幼稚園、小学校の登下校時間帯については、駐車場出入口付近へ交通整理員を配置するなど、通学児童の安全を確保すること。

4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

(1) 意見書を提出した者

高松市内に居住する者

(2) 意見の概要

ア 当該店舗は通学路に面しており、営業時間を8時からとした場合、店舗に入店する自動車等により児童の通学に危険が及ぶこととなるため、必要な対策を講じること。

イ 当該店舗が面する県道176号線は、朝の通勤時間帯は極めて渋滞が激しく、営業時間を8時からとした場合、渋滞を更に悪化させる可能性が高いため、必要な対策を講じること。

5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

(2) 縦覧期間

平成19年3月2日（金曜日）から同年4月2日（月曜日）まで